

令和 6 年 5 月 27 日現在

機関番号：11301

研究種目：基盤研究(C) (一般)

研究期間：2018～2023

課題番号：18K00005

研究課題名(和文) 学術研究の公共性と研究公正

研究課題名(英文) The publicness of academic researches and research integrity

研究代表者

原 塑 (Hara, Saku)

東北大学・文学研究科・准教授

研究者番号：70463891

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 2,300,000円

研究成果の概要(和文)：以下の二つを明らかにした。第一に、研究成果は社会において知識という公共財として流通すること。アカデミズムは、そのような公共財を生産するとともに、それを社会活動において活用しうる専門性を持つ人材を社会に送り出す点に存在価値を持つ。第二に、人文社会科学研究において研究不正の事例の多くを占める盗用は、主に研究手法に十分な習熟がないか、もしくは、正しい仕方で行う余裕がない研究者が起こしやすいことである。これへの対処としては、研究者に引用の作法を教えるだけでは十分ではなく、研究不正を防止するのに役立つ集団的研究実践のインフラの整備(共同研究や専門誌の編集機能の強化)が欠かせない。

研究成果の学術的意義や社会的意義

大学の社会的意義が問われるとともに、その財政的存立基盤が危うくなっている現状において、科学研究の意義がどこにあるのかを明示し、それが社会の存続と発展にとって不可欠であることを示すことは、社会にとっても、アカデミズムにとっても有意義である。また、人文社会科学研究における研究不正の多くを占める盗用が発生する原因を明らかにし、それへの対応方法を案出することは、盗用の防止に、アカデミズム全体で対応するために不可欠である。後者については、研究期間中、多くの大学で実施した、FDにおいて伝えてきた。

研究成果の概要(英文)：The following two points are made clear. First, research results are distributed in society as public goods in the form of knowledge. Academia produces such public goods and provides human resources with the expertise to utilize them in social activities. Second, plagiarism accounts for the majority of cases of research misconduct in humanities and social science research. It is mainly perpetrated by researchers who are not sufficiently proficient in research methods or who cannot afford to conduct their research activities in the correct manner. To address this, it is not enough to teach researchers how to cite, but it is essential to develop infrastructures of collective research practice (collaborations and strengthening the editorial function of professional journals) that can help prevent research misconduct.

研究分野：哲学

キーワード：研究公正 学術研究の意義 公共財 盗用 専門誌

1. 研究開始当初の背景

近年、研究不正が深刻な問題であるという認識が広がり、全国で研究不正防止策がとられ、研究倫理教育が行なわれるようになった。しかし、研究者が実践すべき公正な研究とはどのような研究であるかについて十分な議論はない。特に、研究不正の三類型である、捏造、改ざん、盗用のうちで、前者の二つに注目が集まり、盗用についての検討が不足している。

2. 研究の目的

概念上、研究不正は、公正な研究からの逸脱を意味するため、公正な研究の意味理解を欠いては、研究不正がどのような行為であるかが分からず、効果的な対策をとることができない。そこで本研究では、公正な研究が備えるべき性質を明らかにすることで、「研究公正」という概念に実質的意味を与えることを目的とする。その上で、盗用にどのような点で問題があるのかを明らかにする。

3. 研究の方法

公正な研究とは学術研究が本来、果たすべき社会的役割を実際に果たしている研究のことであり、学術研究が本来の社会的役割を果たすために必要となる様々な性質が、研究公正の構成要素となるという考えに立脚する。その上で、公正な研究を支える様々な実践や制度(分野別の研究手法、査読システム、ラボやゼミなど)を分析する。同時に、そのような制度を利用しつつ、研究活動を行う研究者の行動様式やエートスを明らかにする。

4. 研究成果

学術研究は社会の公共性の形成や維持に貢献する活動である。このことを実現するために、研究公正が必要とされる。そこで、まず、学術研究が、社会の公共性の形成や維持にどのように貢献するのかが明らかにされる必要がある。

個人の研究への動機づけを考えると、人々は自然現象を説明したい、深い人間理解をもちたい、思考可能性を拡張したいという自然な欲求をもつ。この欲求は学術的探究心や批判的思考力を育み、その欲求が充足されると自尊心が満たされる。研究者は、このような人々からの付託を受けて知識を集積し、人類が将来にわたって知識を利用できるように保管・公開する役割を果たす。

次に、研究を支える社会システムに注目すると、人類全体に対する貢献に加えて、学術研究には、その活動を支援している社会に対して公共財としての知識を提供し、貢献することが求められる(ポーラ・E・ステファン『科学の経済学』後藤康雄訳、日本評論社、2016年)。学術の公共性を確保するために、研究および研究者は二つの社会的役割を果たす必要がある。第一に、研究者は知識を生産し、公開するとともに、研究成果を査読者として評価し、質保証がなされた研究成果のみを公開する責任をもつ。第二に、研究者は将来世代の研究者を育てることで研究体制を維持し、研究手法を身につけた人材を社会に送り出すことで、知識の社会的利用可能性を確保する責任をもつ。公共財としての知識は社会の生産活動を押し上げ、社会的諸問題を解決するために役立つ。

最後に、社会と研究者個人の結節点となる研究組織に考察を進めよう。ゼミやラボのような研究を通じた教育が行なわれる場では、研究に参加する者は、真理を明らかにすることのみを目的とし、社会的・政治的立場や利害関心を離れて議論をたたかわせる。公共性の基礎をつくるのは人々による公共的議論であるが、大学のゼミやラボは公共的議論の格好の訓練場である(坂田昌一のラボラトリー・デモクラシー)。

以上のような仕方では、学術研究は公共性の形成と維持に貢献する。このことに基づくと、公正な研究実践が、「信頼性、誠実性、敬意、説明責任」という四つの観点を重視すべきなのは、なぜかは理解できる。学術的知識が信頼できる仕方では生産され、誠実に報告されなければ、公共財として利用可能にはならない。さらに、研究者が他者に敬意を払わず、説明責任は果たさなければ、研究者と研究機関は社会から信頼されず、人材育成もできない。また、上記四つの観点は、公共的議論を行なう場合においても欠かすことはできない。

研究不正の三類型のうち、捏造と改ざんは、研究の成果であるデータやそれに基づく様々な科学的知見の信頼性を失わせる。そのことを通じて、社会に有害な影響を与え、科学者と研究組織に対する社会からの信頼を損なう。

一見すると、盗用には、そのような有害性が伴わないように見える。というのも、盗用された知見やアイデアが、妥当なものであれば、それが社会に流通したとしても、社会に有害な影響を与えるわけではないように思われるからである。

このような見方は、正しくない。というのも、盗用案件の少なくない部分が、研究方

法に習熟していない者や、研究に多くの労力を割くことができない者によって行われるからである。そのような者たちが、盗用した文書、データ、アイデアの内容や意義を正確に理解し、適切に評価し、妥当な仕方であらう文章化している保証はない。盗用によって作成された研究の水準は、十分な高さを持っていない。盗用を行う研究者の多くは、研究者として十分に信頼できず、それらが生産する知識も信頼に値しない。

また、盗用は、本来、名誉を受けるべきではない研究者が、不適切な仕方であらう、名誉を獲得しようとする行為である。この行為は、研究遂行能力に欠けている者に、研究者として活動する機会を与える。そのことで、研究者の評価を歪め、研究組織のあり方をも不健全にする。

これらの研究公正に関わる問題に加えて、盗用には研究倫理上の問題（つまり、研究に関わる人々の人権への侵害）が伴う。研究者にとって、自身が行なった研究は、その人の人生を有意義化するという重要な意味を持つ。従って、盗用は、研究成果を盗まれた研究者の生きる意味を損なわせる行為だと言える。実際、盗用をされた研究者は、大きな精神的打撃を受けるものである。

盗用の防止方法として考えられるのは、引用の作法についての習熟を前提として、盗用が起こる条件が成立することを妨げることである。そのために必要なのは、集団で研究活動を遂行することで、相互チェックの機会を増やすことである。また、論文の質管理を行う雑誌編集委員会の機能を高めることも必要であらう。これら二つの防止策は、捏造、改ざんの防止にも役立つ。

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕 計2件（うち査読付論文 1件/うち国際共著 0件/うちオープンアクセス 2件）

1. 著者名 内田麻理香、原壱	4. 巻 18
2. 論文標題 欠如モデル・一方向コミュニケーション・双方向コミュニケーション - - 科学技術コミュニケーションにおける中核概念の再配置 - -	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 科学技術社会論研究	6. 最初と最後の頁 208、220
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） 10.24646/jnlsts.18.0_208	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスとしている（また、その予定である）	国際共著 -

1. 著者名 原壱	4. 巻 52
2. 論文標題 国家と大学 - - 哲学・科学社会学の観点から - -	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 思索	6. 最初と最後の頁 27, 45
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている（また、その予定である）	国際共著 -

〔学会発表〕 計11件（うち招待講演 8件/うち国際学会 0件）

1. 発表者名 原壱
2. 発表標題 研究不正としての盗用
3. 学会等名 山梨学院大学研究倫理教育・コンプライアンス教育FD（招待講演）
4. 発表年 2024年

1. 発表者名 原壱
2. 発表標題 盗用の悪質性とその防止法
3. 学会等名 日本大学大学院 経済学研究科 FD講演会（招待講演）
4. 発表年 2024年

1. 発表者名 原 壘
2. 発表標題 人文社会科学系分野特有の研究不正について
3. 学会等名 小樽商科大学 研究不正防止講演会（招待講演）
4. 発表年 2023年

1. 発表者名 原 壘
2. 発表標題 文献研究の指導方法を考える――引用の倫理の観点から――
3. 学会等名 聖学院大学 2022年度「公正な研究活動の推進におけるコンプライアンス教育」研修会（招待講演）
4. 発表年 2023年

1. 発表者名 原 壘
2. 発表標題 前のめり批判再考 - リスク・アセスメントとリスク・マネージメントの区別について
3. 学会等名 科学技術社会論学会第20回年次大会
4. 発表年 2021年

1. 発表者名 原 壘
2. 発表標題 研究手法としての引用――研究公正の観点から
3. 学会等名 神戸学院大学経営学部教員向け不正防止セミナー（招待講演）
4. 発表年 2022年

1. 発表者名 阿部恒之、北村英哉、原壘
2. 発表標題 コロナ問題をめぐる二つのアプローチ：哲学と心理学（3）
3. 学会等名 日本心理学会第84回大会（招待講演）
4. 発表年 2021年

1. 発表者名 原壘
2. 発表標題 ワインバーグ vs. ウィン：ウィン『合理性と儀礼』をめぐって
3. 学会等名 科学技術社会論学会第18回年次研究大会
4. 発表年 2019年

1. 発表者名 原壘
2. 発表標題 研究公正の理論的基盤の探求
3. 学会等名 東北哲学会第68回大会（招待講演）
4. 発表年 2018年

1. 発表者名 原壘
2. 発表標題 東日本大震災直後の科学者と市民の対立 - - ブライアン・ウィンのカテゴリー的分離をめぐって - -
3. 学会等名 2018年度科学技術社会論学会総会・年次学術大会
4. 発表年 2018年

1. 発表者名 原 望
2. 発表標題 盗用からみる研究公正
3. 学会等名 APRIN主催セミナー「人文学・社会科学における公正な研究活動のために」（招待講演）
4. 発表年 2018年

〔図書〕 計0件

〔産業財産権〕

〔その他〕

-

6. 研究組織

氏名 (ローマ字氏名) (研究者番号)	所属研究機関・部局・職 (機関番号)	備考

7. 科研費を使用して開催した国際研究集会

〔国際研究集会〕 計0件

8. 本研究に関連して実施した国際共同研究の実施状況

共同研究相手国	相手方研究機関